

平成 26 年 1 月 30 日
資源 エネルギー 庁

東北電力の消費税率変更に伴う 料金改定(値上げ)の届出を受理しました

本日、経済産業省は、東北電力から、消費税率変更等に伴う、電気事業法第 19 条第 7 項等の規定に基づく電気供給約款等の変更の届出を受理しました。

1. 届出の概要

本日、東北電力から経済産業大臣に対して、電気事業法第 19 条第 7 項等の規定に基づく電気供給約款(※1)の変更の届出がなされました。当該届出内容は、消費税率が 5%から 8%に引き上げられることに伴い、電気料金等に新たな消費税率を反映させるものです。

その他同様の理由等により、同法第 19 条第 12 項の規定に基づく選択約款(※2)の変更の届出及び同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づく最終保障約款(※3)の変更の届出等もなされました。

なお、各種料金の変更について、平成 26 年 4 月 1 日から適用されるものとして届出がなされています。

- ※1 家庭などの一般の需要に応じて電気を供給する場合に、電気料金その他の供給条件を定めたもの。
- ※2 一般電気事業者の効率的な事業運営に資する電気料金その他の供給条件であって、需要家が供給約款との間で選択可能なもの。
- ※3 どの事業者からも電気の供給を受けることができない特定規模需要(自由化部門の需要)に対する電気料金その他の供給条件について定めたもの。

2. 電気料金への影響額(試算)

消費税率変更に伴う標準家庭1月あたりの電気料金(モデル料金※4)における影響額

○従量電灯B、契約電力:30A、使用電力量:280kWh の場合

【変更前】6,611 円+330 円(消費税相当額)=6,941 円(税込み)

【変更後】6,611 円+529 円(消費税相当額)=7,140 円(税込み)

【影響額】 +199 円

※4 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び太陽光発電促進付加金は含んでいません。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力市場整備課長 片岡

担当者: 日高、近藤

電 話: 03-3501-1511(内線 4741~6)

03-3501-1748(直通)